

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】	【現 行】
<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 県は、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活(い)かす」活動の一環として、多くの県民等が利用する公共的空間及び保護者と乳幼児とが過ごす家庭において、木に触れ、木に親しむことができる機会を創出することにより、木の良さを体感することで木及び森への興味を抱き、木を使うこと及び森林・環境の保全との関わりについての理解及び関心を深めてもらうため、森林環境税を活用し、県産材を積極的に利用して公共的空間等の整備を実施する団体及び県内に在住する乳幼児を対象とした木育の推進に取り組む市町村等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第11条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。</p> <p><u>附 則 この要綱は、令和2年3月23日から施行する。</u></p>	<p>第1条 [略]</p> <p>第2条 県は、「木の文化県構想」に基づく「木に親しむ」及び「木を活(い)かす」活動の一環として、多くの県民等が利用する公共的空間の場において、木の良さを体感することで木及び森への興味を抱き、木を使うことが間伐等の促進につながることへの理解と関心を深めてもらうため、森林環境税を活用し、県産材を積極的に利用して公共的空間等の整備を実施する団体等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>第3条～第11条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成25年3月18日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、平成35年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第7条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成26年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年3月24日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成27年4月22日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成31年3月27日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和元年6月21日から施行し、令和元年度事業から適用する。</p> <p>[追加]</p>

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】					【現 行】			
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）			
事業の種類	公共的施設整備	学校関連環境整備	屋外景観施設等整備	木育推進	事業の種類	公共的施設整備	学校関連環境整備	屋外景観施設等整備
事業内容	県内のPR効果の高い公共的施設（注1）において玄関、ロビー等の木質化等を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等に木質化等を行う事業	県内の観光地、市街地等PR効果の高い場所において、木製のバス待合所、休憩所、案内看板等屋外景観施設の整備を行う事業	<u>乳幼児(注3)に木製の玩具等を配布する事業</u>	事業内容	県内のPR効果の高い公共的施設（注1）において玄関、ロビー等の木質化等を行う事業	県内の幼稚園、保育施設、小学校、中学校、高等学校、大学、専門学校その他子ども達の利用が多い放課後児童クラブ、図書館等に木質化等を行う事業	県内の観光地、市街地等PR効果の高い場所において、木製のバス待合所、休憩所、案内看板等屋外景観施設の整備を行う事業
補助対象経費	(1)玄関、ロビー、 <u>休憩所</u> その他県民の目に触れる機会が多い公共空間の木質化（注2）に係る経費 (2)玄関、ロビー、 <u>休憩所</u> その他県民の目に触れる機会が多い公共空間への木製品の導入経費 (注) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1)児童・生徒が利用する木製の机、椅子、遊具等の導入経費 (2)児童・生徒が利用する保育室、教室等の木質化（注2）に係る経費 (注) 建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。	木製のバス待合所、休憩所、案内板、防護柵等の導入経費	<u>乳幼児に配布する木製の玩具、食器、家具等の購入に係る経費</u>	補助対象経費	(1)玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公共空間の木質化（注2）に係る経費 (2)玄関、ロビーその他県民の目に触れる機会が多い公共空間への木製品の導入経費 (注) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令に適合した整備とする。	(1)児童・生徒が利用する木製の机、椅子、遊具等の導入経費 (2)児童・生徒が利用する保育室、教室等の木質化（注2）に係る経費 (注) 建築基準法その他関係法令に適合した整備とする。	木製のバス待合所、休憩所、案内板、防護柵等の導入経費
<u>補助の条件</u>	(1)木製品の購入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2)整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3)次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、専ら補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4)原則として高知県産材を活用した、製材品、木製品等を使用すること。 (5)取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。			<u>(1)高知県産材を使用し、かつ原則として高知県内の事業所で作成された製品とする。</u> <u>(2)乳幼児が直接手で触れ、使用することができるものとする。</u> <u>(3)玩具等の配布は一人につき一度限りとする。</u> <u>(4)事業年度内に配布を行ったものを補助の対象にする。</u>	共通事項	(1)木製品の購入経費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (2)整備費には、導入場所までの運搬費、設置費及び森林環境税を活用していることを製品に表示する印刷等経費を含むものとする。 (3)次に掲げるものは、補助事業の対象としない。 ① 国、県、市町村等の他の事業（補助、委託、森林環境譲与税等）との併用 ② 既存施設の取壊し及び処分に係る経費又は敷地の造成費 ③ 不特定多数の利用が無く、専ら補助事業者の職員等が業務を行うために使用する施設又は空間の整備 ④ 既に木質化されている部分及び導入されている木製品の改修。ただし、新たに木質化する面積が、既に木質化され今回改修しようとする面積以上である場合には、補助の対象に含めることが出来る（既に木質化された箇所が当該事業を活用している場合は、その面積を対象としない。）。 (4)原則として高知県産材を活用した、製材品、木製品等を使用すること。 (5)取得した製品等に、森林環境税を活用していることを印刷等により表示すること。		

補助事業者	市町村、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	市町村（一部事務組合を含む。）、市町村教育委員会（一部事務組合を含む。）社会福祉法人、学校法人、財団法人その他認可外保育施設の設置者	市町村、団体、バス事業者等	<u>市町村（広域連合、一部事務組合を含む。）</u>
補助率	2分の1以内			
補助金額の下限	補助金額 25,000 円以上	補助金額 25,000 円以上	補助金額 5 万円以上	
補助金額の上限	一施設当たりの限度額 400 万円 一事業者当たりの事業種類別の限度額 500 万円		<u>配布の対象とする乳幼児一人当たり 5,000 円以内</u>	
	<u>（ただし、小・中学校の内装木質化については、限度額 1,000 万円）</u>			

補助事業者	市町村、社会福祉法人、医療法人、財団法人、県内に事務所を置く企業、団体等	市町村（一部事務組合を含む。）、市町村教育委員会（一部事務組合を含む。）社会福祉法人、学校法人、財団法人その他認可外保育施設の設置者	市町村、団体、バス事業者等
補助率	2分の1以内		
補助金額の下限	補助金額 25,000 円以上	補助金額 25,000 円以上	補助金額 5 万円以上
補助金額の上限	一施設当たりの限度額 400 万円 一事業者当たりの事業種類別の限度額 500 万円		

(注) 1 「公共的施設」とは、地方公共団体が整備する建築物、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条の規定による公共建築物（社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物）及び不特定多数の県民等が利用する公共的施設（銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合金融機関の事務所等金融機関の店舗、郵便局、ホテル、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、道の駅及び高速道路のサービスエリア・パーキングエリアをいう。）とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

3 「乳幼児」とは満 4 歳の誕生日を迎えるまでの乳幼児のことをいう。

(注) 1 「公共的施設」とは、地方公共団体が整備する建築物、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条の規定による公共建築物（社会福祉施設、病院若しくは診療所、運動施設、社会教育施設又は旅客の乗降若しくは待合の用に供する建築物）及び不特定多数の県民等が利用する公共的施設（銀行、信用金庫、農業・漁業協同組合金融機関の事務所等金融機関の店舗、郵便局、ホテル、百貨店、スーパーマーケット、コンビニエンスストア及びホームセンターをいう。）とする。

2 「木質化」とは、天井、床、内壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することとする。

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】	【現 行】
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 補助事業者名 代表者名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書</p> <p>年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の種類 2 事業の目的 3 事業計画書（別紙1） 4 収支予算書（別紙2） 5 関係書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料 (2) 県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの） (3) 整備内容を確認することができる図面等 <p><u>（注）関係書類について、木育推進は(1)を、その他の事業は(1)から(3)までを添えてください。</u></p>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 補助事業者名 代表者名 生年月日</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付申請書</p> <p>年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の種類 2 事業の目的 3 事業計画書（別紙1） 4 収支予算書（別紙2） 5 関係書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 見積書その他事業費を確認することができる資料 (2) 県税事務所で発行する完納証明書（滞納がないことを証するもの） (3) 整備内容を確認することができる図面等

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】		【現 行】	
別紙 1	高知県木の香るまちづくり推進事業計画書	別紙 1	高知県木の香るまちづくり推進事業計画書
事業内容等	<p>[施設名及び所在地] (木育推進を除く。)</p> <p><u>[事業内容(整備内容又は木製品名及び数量)]</u> <u>※木育推進については配布の時期を記載</u></p> <p>[PR効果] (木育推進を除く。)</p> <p>[利用者数又は配布対象人数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] (木育推進を除く。) 有・無 ((注)有の場合は、法令名称を記入してください。) 適・否 (手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定)</p> <p>[事業費及び算出根拠] 導入経費計 消費税 合 計 円</p>	事業内容等	<p>[施設名及び所在地]</p> <p><u>[整備内容又は木製品名及び数量]</u></p> <p>[PR効果]</p> <p>[利用者数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] 有・無 ((注)有の場合は、法令名称を記入してください。) 適・否 (手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定)</p> <p>[事業費及び算出根拠] 導入経費計 消費税 合 計 円</p>
課税方式	簡易課税・原則課税・免税・非課税 (注) いずれかに○を記入し、消費税に係る確定申告書を添えてください。	課税方式	簡易課税・原則課税・免税・非課税 (注) いずれかに○を記入し、消費税に係る確定申告書を添えてください。
使用する県産木材についての合法性証明の有無 (予定)	有・無 (無しの場合の理由：) (注1) いずれかに○を記入してください。 (注2) 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用予定	使用する県産木材についての合法性証明の有無 (予定)	有・無 (無しの場合の理由：) (注1) いずれかに○を記入してください。 (注2) 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用予定
事業実施期間	年 月 日 (予定) ～ 年 月 日 (予定)	事業実施期間	年 月 日 (予定) ～ 年 月 日 (予定)
財産処分について (要綱第5条第1項第4号)	補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないことを理解し事業を実施すること。 (承諾 ・ 不承諾) ※いずれかに○を記入		

【改正後】

【現 行】

担当者職氏名等	(職名)
	(氏名)
	(住所)
	(電話番号) (ファクシミリ番号)

担当者職氏名等	(職名)
	(氏名)
	(住所)
	(電話番号) (ファクシミリ番号)

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】

【現 行】

別紙 1

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
市町村費		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。
予算決定前の場合は、摘要欄に「予算額の予定」と記入してください。

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
公共的施設整備		
学校関連環境整備		
屋外景観施設等整備		
木育推進		
合 計		

別紙 1

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
市町村費		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。
予算決定前の場合は、摘要欄に「予算額の予定」と記入してください。

2 支 出

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
公共的施設整備		
学校関連環境整備		
屋外景観施設等整備		
合 計		

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】	【現 行】
<p>第3号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 令和 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 補助事業者名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金変更等承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、下記のとおり変更したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>2 変更の理由</p> <p>3 事業計画書（変更）（別紙1）</p> <p>4 収支予算書（変更）（別紙2）</p> <p>5 関係書類 見積書その他事業費を確認することができる資料</p> <p>(注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容を下段に記入し、対比することができるようにしてください。</p>	<p>第3号様式（第6条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 平成 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 補助事業者名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金変更等承認申請書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、下記のとおり変更したいので、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて、その承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>2 変更の理由</p> <p>3 事業計画書（変更）（別紙1）</p> <p>4 収支予算書（変更）（別紙2）</p> <p>5 関係書類 見積書その他事業費を確認することができる資料</p> <p>(注) 変更前の内容を上段に括弧書きで記入し、変更後の内容を下段に記入し、対比することができるようにしてください。</p>

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】		【現 行】			
別紙 1 高知県木の香るまちづくり推進事業計画書（変更）		別紙 1 高知県木の香るまちづくり推進事業計画書（変更）			
事業内容等	<p>[施設名及び所在地]（木育推進を除く。）</p> <p><u>[事業内容(整備内容又は木製品名及び数量)]</u> <u>※木育推進については配布の時期を記載</u></p> <p>[PR効果]（木育推進を除く。）</p> <p>[利用者数 <u>又は配布対象人数</u>]</p> <p>[建築基準法その他関係法令]（木育推進を除く。） 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定）</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合 計 円</p>	事業内容等	<p>[施設名及び所在地]</p> <p><u>[整備内容又は木製品名及び数量]</u></p> <p>[PR効果]</p> <p>[利用者数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] 有・無（有の場合は、法令名称を記入してください。） 適・否（手続が必要な場合： 年 月届出又は許可予定）</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合 計 円</p>		
	事業実施変更期間		年 月 日（予定）～ 年 月 日（予定）	事業実施変更期間	年 月 日（予定）～ 年 月 日（予定）
	担当者職・氏名等		(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)	担当者職・氏名等	(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)
(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。		(注) 森林環境税を活用していることを表示する印刷等経費を含めることができます。			

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】

【現 行】

別紙2

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書（変更）

高知県木の香るまちづくり推進事業収支予算書（変更）

1 収 入

1 収 入

(単位：円)

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
市町村費		
自己負担金		
合 計		

区 分	予算額	摘 要
県補助金		
市町村費		
自己負担金		
合 計		

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

(注) 県補助金額の支出額は、2分の1以内で1,000円未満の端数を切り捨ててください。

2 支 出

2 支 出

(単位：円)

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
公共的施設整備		
学校関連環境整備		
屋外景観施設等整備		
<u>木育推進</u>		
合 計		

区 分	予算額	摘 要
公共的施設整備		
学校関連環境整備		
屋外景観施設等整備		
合 計		

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】	【現 行】
<p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>令和</u> 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 補助事業者名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>2 事業実績書（別紙1）</p> <p>3 収支精算書（別紙2）</p> <p>4 関係書類 (1) 実施状況を確認することができる図面、写真等 (2) 納品された木材製品の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等） (3) 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書等） (4) 支払いを確認することができる書類（契約書、請求書等の写し） <u>(5) 配布の実績が確認できる資料（配布記録等）</u></p> <p><u>(注) 関係書類について、木育推進は(2)及び(5)を、その他の事業は(1)から(4)までを添えてください。</u></p>	<p>第4号様式（第7条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 号 <u>平成</u> 年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 補助事業者名 代表者名 印</p> <p style="text-align: center;">高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金実績報告書</p> <p>年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更及び追加交付の決定通知）がありました補助金に関し、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業の種類</p> <p>2 事業実績書（別紙1）</p> <p>3 収支精算書（別紙2）</p> <p>4 関係書類 (1) 実施状況を確認することができる図面、写真等 (2) 納品された木材製品の合法性を確認することができる資料の写し（納品書等） (3) 事業の着手日を確認することができる書類（見積依頼書等） (4) 支払いを確認することができる書類（契約書、請求書等の写し）</p>

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】		【現 行】	
別紙1 高知県木の香るまちづくり推進事業実績書		別紙1 高知県木の香るまちづくり推進事業実績書	
事業内容等	<p>[施設名及び所在地] (木育推進を除く。)</p> <p><u>[事業内容(整備内容又は木製品名及び数量)]</u> <u>※木育推進については配布の時期を記載</u></p> <p>[PR効果] (木育推進を除く。)</p> <p>[利用者数 <u>又は配布対象人数</u>]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] (木育推進を除く。) 有・無 (有の場合は、法令名称を記入してください。) 適・否 (手続が必要な場合： 年 月届出・許可済)</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合 計 円</p>	事業内容等	<p>[施設名及び所在地]</p> <p>[整備内容又は木製品名及び数量]</p> <p>[PR効果]</p> <p>[利用者数]</p> <p>[建築基準法その他関係法令] 有・無 (有の場合は、法令名称を記入してください。) 適・否 (手続が必要な場合： 年 月届出・許可済)</p> <p>[事業費及び算出根拠]</p> <p>導入経費計 消費税 合 計 円</p>
使用した県産木材についての合法性証明の有無	<p>有・無 (無しの場合の理由：)</p> <p>(注) 1 いずれかに○を記入してください。 2 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用</p>	使用した県産木材についての合法性証明の有無	<p>有・無 (無しの場合の理由：)</p> <p>(注) 1 いずれかに○を記入してください。 2 無しの場合の理由事例：平成18年10月1日以前に伐採した材を使用</p>
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日	事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
担当者職氏名等	<p>(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)</p>	担当者職氏名等	<p>(職名) (氏名) (住所) (電話番号) (ファクシミリ番号)</p>

高知県木の香るまちづくり推進事業の一部改正新旧対照表

【改正後】

【現 行】

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支精算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
県補助金				
市町村費				
自己負担金				
合 計				

2 支 出

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
公共的施設整備				
学校関連環境整備				
屋外景観施設等整備				
木育推進				
合 計				

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領補助 金額	差引き補助金 未受領額
		2分の1以内			

別紙2

高知県木の香るまちづくり推進事業収支精算書

1 収 入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
県補助金				
市町村費				
自己負担金				
合 計				

2 支 出

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	摘 要
公共的施設整備				
学校関連環境整備				
屋外景観施設等整備				
合 計				

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領補助 金額	差引き補助金 未受領額
		2分の1以内			

【改正後】

第5号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名 印

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
(年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額) 金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

【現 行】

第5号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名 印

高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありましたことについて、高知県木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額
(年 月 日付け高知県指令第 号による補助金交付決定額) 金 円
- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 金 円
- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

【改正後】

第6号様式（第8条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名 印

木の香るまちづくり推進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙3-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 | 年度事業変更計画書 | 別紙3-2のとおり |
| 4 | 年度事業支出決算見込み書 | 別紙3-3のとおり |
| 5 | 繰越事業完了予定年月日 | 令和 年 月 日 |

【現 行】

第6号様式（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者名 印

木の香るまちづくり推進事業費補助金繰越承認申請書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（変更交付及び追加交付の決定通知）がありましたことについて、別紙3-1に記載した理由により事業の年度内完了が困難になりましたので、木の香るまちづくり推進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり事業の繰越しを承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 事業の繰越しを必要とする金額 | 円 |
| 2 | 1のうち補助金額 | 円 |
| 3 | 年度事業変更計画書 | 別紙3-2のとおり |
| 4 | 年度事業支出決算見込み書 | 別紙3-3のとおり |
| 5 | 繰越事業完了予定年月日 | 平成 年 月 日 |